

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

**佐賀県人事委員会規則第14号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前           |               | 改正後  |  |
|---------------|---------------|--|--|
| 別表（第1条、第2条関係） |               | 別表（第1条、第2条関係）  |  |
|               | 機関            |  | 職員   |
| 本庁            | 略             |  |  |
|               | 知事部局（出納局を含む。） | 部長 局長 理事 政策統括監<br>情報統括監 医療統括監 会<br>計管理者 副部長 副局長 政<br>策総括監 さがデザイン総括監<br>税政総括監 S S P総括監<br>スポーツ総括監 産業DX・ス<br>タートアップ総括監 再生可能<br>エネルギー総括監 企業立地総<br>括監 出納局長 課長 室長<br>センター長 政策企画監 さが<br>デザイン企画監 推進監 リー<br>ダー 家畜防疫対策企画監 副<br>課長 副室長（行政経営室）<br>副センター長 秘書担当の企画<br>主幹及び係長（秘書課） 法制<br>担当の企画主幹及び係長（法務<br>私学課） 人事、給与、服務、職 | 部長 局長 理事 政策統括監<br>情報統括監 医療統括監 <u>企<br/>業立地統括監</u> 会計管理者 副<br>部長 副局長 政策総括監 さ<br>がデザイン総括監 税政総括監<br>S S P総括監 スポーツ総括<br>監 <u>脱炭素社会推進総括監</u> 産<br>業DX・スタートアップ総括監<br>再生可能エネルギー総括監 企<br>業立地総括監 出納局長 課長<br>室長 センター長 政策企画<br>監 さがデザイン企画監 推進<br>監 リーダー 家畜防疫対策企<br>画監 <u>参事 技術監</u> 副課長<br>副室長 副センター長 秘書担<br>当の企画主幹、 <u>主幹及び係長</u> （秘<br>書課） 法制担当の企画主幹、 <u>主         </u> |

| 改正前  |          |  | 改正後      |   |  |
|------|----------|--|----------|---|--|
|      |          | 員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）  |          |   | 幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹、 <u>主幹</u> 及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課） |
|      | 教育委員会事務局 | 理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 総体2024 総括監 課長 室長 参事（ <u>教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。</u> ） <u>推進監</u> <u>リーダー</u> 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課） | 教育委員会事務局 | 理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 総体2024 総括監 課長 <u>推進監</u> <u>リーダー</u> 室長 <u>教育企画監</u> 参事 <u>技術監</u> 副課長 <u>副室長</u> 人事主幹 人事又は給与担当の <u>主幹</u> 及び係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の <u>主幹</u> 及び係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課） |  |
|      | 略        |  |          | 略   |  |
| 現地機関 | 略        |  | 現地機関     | 略   |  |
|      | 衛生薬業センター | 所長 副所長 <u>精度管理・企画情報課長</u>  |          | 衛生薬業センター  | 所長 副所長 <u>ウイルス課長</u>   |
|      | 療育支援センター | 略  |          | 療育支援センター  | 略  |

| 改正前  |        |             | 改正後  |        |   |
|--|--------|-------------|--|--------|---|
|  | 一      |             |  | 一      |   |
|  | 九千部学園  | 園長 副園長 総務課長 |  | 虹の松原学園 | 略 |
|  | 虹の松原学園 | 略           |  | 略      |   |
|  | 略      |             |  |        |   |
| 備考   |        |             | 備考   |        |   |
| 1 略  |        |             | <p>1 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中にある「参事」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長、センター長又は室長（以下「課長等」という。）を直接補佐する参事並びに知事部局（出納局を含む。）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する参事、人事課において職員団体を担当する参事及び教職員課において人事、服務又は職員団体を担当する参事をいう。</p> <p>2 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中にある「技術監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する技術監及び知事部局（出納局を含む。）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する技術監をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び行政経営室副室長をいう。</p> <p>5 略</p> <p>6 本庁の教育委員会事務局の項中に規定する「教育企画監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する教育企画監をいう。</p> <p>7 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、</p> |        |   |
| 2 略  |        |             |  |        |   |
| 3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、 |        |             |  |        |   |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>「企画経営課長」、「<u>精度管理・企画情報課長</u>」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、<u>精度管理・企画情報課長</u>、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p> | <p>「企画経営課長」、「<u>ウイルス課長</u>」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、<u>ウイルス課長</u>、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p> |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。